

# 残業代の不払いは 違法です

ちゃんと

## 請求しましょう



厚生労働省は、時間外を含む労働時間の把握の責任を明確に使用者に課しています。始業前もふくめて、残業したらその分、割増賃金を払うのは当たり前です。しっかりと残業代を請求しましょう。過重な長時間労働や過労死をなくすためにも、適正な時間管理を求めましょう。

不払い残業  
なんと！月6万6千円

日本医労連が実施した「退勤時間調査」の結果によると、残業代の不払い額は、ひとりあたり月額で6万6千円にもなっています。

始業前の残業代  
8割の人が請求できていません

同じく「退勤時間調査」の結果によると、始業時間前に出勤して仕事をしている人が6割を超え、そのうち8割以上が残業代の請求ができていないという実態です。

これらは、すべて業務です

2008年に25歳看護師の過労死裁判で、大阪高裁・地裁が時間外労働として認めた業務です。

- ◇始業前の情報収集
- ◇看護計画・退院・転院サマリー
- ◇業務上の「研修会」「委員会」「会議」
- ◇新人看護師への指導
- ◇臨床指導者の実習記録の点検
- ◇プリセプター業務
- ◇看護研究

**日本医労連**

〒110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5 日本医療労働会館  
TEL：03-3875-5871 FAX：03-3875-6270